

在韓被爆者渡日治療について

63.10.4

北東アジア課

1. 渡日治療の実績

在韓韓国人原爆被爆者は、昭和56年12月の日韓両国関係当局間（日本側：厚生省、韓国側：保健社会部）の合意書（参考1）に基づき、毎年来日し、広島及び長崎の原爆病院で治療を受けた。

（1）実 績 55年 10名（テストケース）

56年 19名

57年 26名

58年 69名

59年 88名

60年 58名

61年 79名 計349名

61年11月合意書の期限切にともない渡日治療打切り

（2）経費（細部については参考2）

・医療費 日本政府負担（原爆医療法を適用）

・渡航費 韓国政府負担

（3）存在韓国人被爆者数

・政府推定3千人（韓国政府への登録者数1294名）

・韓国被爆者協会によると（推定）約2万人

2. 渡日治療の継続問題

- (1) 渡日治療については、61年11月の期限切れ（合意書の有効期限5年）を控え、60年10月より累次にわたりわが方より、合意書の継続の方向で対韓申し入れ。
- (2) これに対し、61年6月韓国政府より、（イ）比較的重傷であると考えられる患者は渡日治療を受けたこと、（ロ）韓国国内の医療水準が向上したこと等の理由により、合意書の延長の意向はない旨の回答あり。
- (3) 上記韓国側回答に接し、合意書継続の方向で韓国政府に引き続き働きかけを行うこととし、61年7月、当省及び厚生省の担当官を韓国に派遣。

その際「現行合意書を延長する考えはない」との韓国側立場に変更はなし。

なお、韓国政府は（イ）今後、真に原爆に起因し渡日治療によらなければ対応できないケースが生じた場合についての対策、及び（ロ）韓国の医療体制を整備する上で、必要となれば日本に協力してもらうこと等について検討・協議の余地ありと表明。

在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書

大韓民国保健社会部と日本国厚生省は、大韓国内に居住する在韓原爆被爆者の渡日治療のため、次の如く合意する。

記

- 1 渡日治療対象者は、厚生省が予め指定する医療機関に入院するものとする。
- 2 渡日治療対象者に対しては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に基づき、渡日後直ちに被爆者健康手帳を交付する。
- 3 渡日治療者の入院期間は、2ヶ月以内を原則とし、担当医師が治療上必要と認定する場合には、厚生省の同意を得て延長することが出来る。ただし、入院期間は最長6ヶ月間とする。
- 4 入院医療機関の長が渡日治療者の退院決定をしようとする時には、予め厚生省の許可を得ねばならないし、厚生省は退院決定事項（退院及び帰国日時）を退院10日前までに、駐日韓国大使館に通報する。
- 5 渡日治療者に対する帰国手続及び案内は、駐日韓国大使館が担当する。
- 6 渡日被爆者を治療した医療機関の長は、その診療記録と退院後の診療指針意見書を当該患者又は韓国政府に交付する。
- 7 渡日治療に要する経費は、両国政府が次の如く分担する。
 - (1) 大韓民国政府は渡日治療患者の往復旅費を負担する。
 - (2) 日本国政府は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和43年法律第53号）の規定に基づき、渡日治療者の入院治療期間中の医療の給付及び健康管理手当、特別手当等各種手当を支給する。
- 8 渡日治療者に対する滞日中の身元保証は、駐日韓国大使館がこれを担当する。
- 9 渡日治療対象者及び渡日治療の時期については、保健社会部の要請に応じ、相互に協議して決定する。
- 10 この合意書は、1981年12月1日から効力を生じ、5年間効力を有する。

1981年12月1日

大韓民国保健社会部 医政局長

日本国 厚生省 公衆衛生局長 大谷 藤 郎

(参考2)

経費の細部

1. 医療費（100人が2ヶ月入院した場合の年間費用）

（1）60年度認定疾病入院医療費実績額による医療費

7,080万円（1人月額353,593円）

（2）61年度健康管理手当

544万円（1人月額 27,200円）

計 7,624万円

（注）渡日治療者の入院期間は、2ヶ月以内を原則とし、（中略）
最長6ヶ月とする。（合意書第2項）

2. 渡航費（往復の旅費等）

1,500万円（1人当たり15万円として100人分）